

## 令和8年第3回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 令和8年3月30日 午後2時00分
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員

教 育 長	尾 上 慶 昌
教育長職務代理者	大 河 龍 生
委 員	志 水 矛
委 員	井 本 学 明
委 員	宮 本 千 春
- 4 委員以外の出席者

教 育 次 長	中 田 宗 伯
教 育 次 長	河 本 学
学校給食センター担当参事	正 木 洋 志
総 務 課 長	長 尾 一 史
学校給食センター所長	山 田 善 達
こども育成課長	山 内 陽 子
学校教育課長	杉 山 建 一
生涯学習課長	万 代 充 彦
スポーツ推進課長	岸 本 年 正
文化財課長	荒 木 幸 治
中央公民館長兼市民会館長	三 上 貴 裕
図書館長	狩 川 真 人
書 記	宮 本 寛 子
- 5 付議事項
  - 報告8 令和7年度赤穂市一般会計補正予算（3月）  
について
  - 報告9 令和8年度赤穂市一般会計補正予算（3月）  
について
  - 報告10 専決処分の報告について  
専第2号 赤穂市新学校給食センター整備事業請負  
契約の締結に係る議決変更について
  - 報告11 赤穂市食物アレルギー対応マニュアルの改定  
について
  - 報告12 赤穂市スポーツ推進計画の策定について

報告 1 3	赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
報告 1 4	赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業実施要綱の制定について
報告 1 5	赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の制定について
報告 1 6	赤穂市スポーツ全国大会等出場激励金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
第 1 0 号議案	赤穂市特定教育・保育施設給食費補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について
第 1 1 号議案	赤穂市立学校等の目的外使用条例施行規程の一部を改正する規則の制定について
第 1 2 号議案	赤穂市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について
第 1 3 号議案	赤穂市教育委員会人事異動について
第 1 4 号議案	担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 大 河 龍 生

署 名 人 宮 本 千 春

## 令和8年第3回赤穂市教育委員会議事録

- 教育長 ただいまより、第3回教育委員会を開会いたします。委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。
- はじめに、令和8年教育委員会臨時会議事録の署名を井本委員と大河委員にお願いします。
- （ 教育長署名後、井本委員と、大河委員の署名 ）
- 教育長 次に、教育長の報告を行います。
- （ 教育長 報告 ）
- 教育長 次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。
- 大河委員と宮本委員にお願いします。
- 議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。
- 第13号議案については、同規則第5条第1項第1号の市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に関する事件に、その他については、同規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当すると考えられますので、非公開としてよろしいか。
- 全委員 異議なし。
- 教育長 以上のとおりの賛成をもちまして、第13号議案及びその他については、非公開と決定します。それでは、審議に入ります。
- 報告8「令和7年度赤穂市一般会計補正予算（3月）について」及び、報告9「令和8年度赤穂市一般会計補正予算（3月）について」、関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いします。
- 事務局 （ 令和7年度赤穂市一般会計補正予算（3月）について及び令和8年度赤穂市一般会計補正予算（3月）について議案2～5ページに基づき説明を行った。 ）
- 教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、報告8「令和7年度赤穂市一般会計補正予算（3月）について」及び報告9「令和8年度赤穂市一般会計補正予算（3月）について」を終わります。
- 次に、報告10「専決処分の報告について」、専第2号「赤穂市新学校給食センター整備事業請負契約の締結に係る議決変更について」事務局の説明をお願いします。
- 事務局 （ 専決処分の報告について議案6～7ページに基づき説明を

行った。 )

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。  
ご発言がないようですので、報告 1 0「専決処分の報告について」を終わります。

次に、報告 1 1「赤穂市食物アレルギー対応マニュアルの改定について」事務局の説明をお願いします。

事務局

( 赤穂市食物アレルギー対応マニュアルの改定について、議案 8 ページ、参考資料 3～7 ページに基づき説明を行った。 )

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。  
乳・卵のみの実施とのことですが、それ以外のアレルギーについてはどのように対応しているのでしょうか。

委員

事務局

除去食については乳・卵のみの対応ですが、それ以外の品目については、現状と同じように詳細な献立表を保護者に配布して判断するという対応を継続していきます。除去食を乳・卵の 2 品目から増やすことについては、安全性を優先にすることが大前提となりますので、この 2 品目について誤配・誤食がないように確実に実施してまいりたいと思います。

委員

アレルギー対応が必要な人数は学校園で何人でしょうか。

事務局

令和 8 年度からアレルギー除去食の対応を希望する人数は、現在面談中ですが、全体で 2 5 名です。

教育長

他にご発言がないようですので、報告 1 1「赤穂市食物アレルギー対応マニュアルの改定について」を終わります。

次に、報告 1 2「赤穂市スポーツ推進計画の策定について」事務局の説明をお願いします。

事務局

( 赤穂市スポーツ推進計画の策定について、議案 9 ページ、別冊資料に基づき説明を行った。 )

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。  
クラブ活動が地域展開となると参加しない生徒等の体力が落ちていかないか心配です。上郡町では町主催のスポーツイベントに参加すると商品券に交換できるポイントがもらえる制度があると聞いています。参加しにくい方に対して何かできることはないでしょうか。

委員

事務局

ポイント制度については赤穂市でも福祉部局で調査研究を行った経緯がありますが、スポーツ推進課では行っていませんので今後の参考にさせていただきたいと思います。

教育長

他にご発言がないようですので、報告 1 2「赤穂市スポーツ推進計画の策定について」の報告を終わります。

次に、報告13「赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局

( 赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案10～11ページ、参考資料8ページに基づき説明を行った。 )

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。  
ご発言がないようですので、報告13「赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を終わります。

次に、報告14「赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業実施要綱の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局

( 赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業実施要綱の制定について、議案12～22ページに基づき説明を行った。 )

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員

月額4,900円の軽減額ということですが、現在の市立保育所の第1子及び2子の徴収月額はいくらかでしょうか。

事務局

令和7年度は各保育所とも月額4,500円を一律で徴収しています。

教育長

他にご発言がないようですので、報告14「赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業実施要綱の制定について」の報告を終わります。

次に、報告15「赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局

( 赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の制定について、議案23～25ページに基づき説明を行った。 )

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。  
ご発言がないようですので、報告15「赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の制定について」を終わります。

次に、報告16「赤穂市スポーツ全国大会等出場激励金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局

( 赤穂市スポーツ全国大会等出場激励金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、議案26ページ、参考資料9ページに基づき説明を行った。 )

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、報告16「赤穂市スポーツ全国大会等出場激励金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を終わります。

次に第10号議案「赤穂市特定教育・保育施設給食費補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局 ( 赤穂市特定教育・保育施設給食費補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について議案27ページに基づき説明を行った。 )

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。  
ご発言がないようですので、第10号議案「赤穂市特定教育・保育施設給食費補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員 異議ありません。

教育長 以上のおおりの賛成をもちまして、第10号議案は、原案のおおりに議決されました。

次に、第11号議案「赤穂市立学校等の目的外使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局 ( 赤穂市立学校等の目的外使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について議案28～30ページに基づき説明を行った。 )

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。  
ご発言がないようですので、第11号議案「赤穂市立学校等の目的外使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員 異議ありません。

教育長 以上のおおりの賛成をもちまして、第11号議案は、原案のおおりに議決されました。

次に、第12号議案「赤穂市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について」事務局の説明をお願いします。

事務局 ( 赤穂市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について議案31～39ページに基づき説明を行った。 )

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。  
委員 テスト作成1つをとっても、時間をかけて作られる先生も

いればそれほど時間をかけずにされる方もいると思います。その差をどのように埋めていくのかをお聞きしたいのと、もう1点、37ページの児童生徒が補導された時の対応で保護者が第一義的な責任を負うとありますが、いろんなご家庭があり、対応していただけない方もいると思います。意識を持つことは大事ですが、どの先生も一律に減らすことは難しいと思います。特に一生懸命取り組まれている場合、自己への負担が大きくなると思います。

事務局

ベテランの教員と新任の教員では個人差が大きいので、初任者には担当教員がつきますし、教科間でもベテランと若手を配置したり、学年ごとでは道徳や総合学習等で偏りがないように教材の共有を行いバランスをとるなど、学校長対象の研修でも伝えながら本計画を進めていきたいと思えます。2点目ですが、以前は店舗からまず学校に連絡が来たりしていましたが、いろいろなご家庭があり、管理職や学年主任が待機をする状態では取り組みが進みませんので、現在は学校につながらない場合は、市役所の代表番号に連絡が入り、学校教育課長に連絡が来て、そこから管理職に知らせるという形をとっています。引き続き忙しい保護者にも対応できるような体制をとってまいりたいと思えます。

委員

教員は全国的に離職率が高いということを目にしますが、学校だけでなく大企業でも心の問題が大きいと思えます。人数が増えるほど人間関係の悩みができ、病院へ行っても治らずに休職することにつながります。教職員の心のケアをする相談窓口を充実させることが重要になってくると思えます。

事務局

人間関係による相談の初期の段階で対応しておくことで軽減されると思えます。各学校に設置している養護教員や管理職等からなる安全衛生委員会において、状況を把握しサポートをしていく体制を確立していますので、そこから産業医や市教育委員会につなげて学校に速やかに情報提供を行い、休職等がないように取り組んでおります。

委員

業務量管理に向けて、人的支援も必要だと思えます。スクールサポートスタッフ等外部人材の活用も記載されていますが、現在の配置状況と外部委託する場合の個人情報の取り扱い状況についてお聞きします。

事務局

スクールサポートスタッフは全小中学校に1名ずつ、15名を配置しています。時間の長短にかかわらず公務員ですので、年度当初に学校長から個人情報の取り扱いについて通

知をしています。

委員 在校時間の調査で月80時間超や45時間超という基準は何の基準でしょうか。

事務局 厚生労働省の定める基準で、45時間は残業の基本上限で、これを超えると健康リスクが高まるというもので、80時間は限界ラインでこれを超えると脳・心疾患のリスクが高まるという、いわゆる過労死ラインと言われるものです。

教育長 ご発言がないようですので、第12号議案「赤穂市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員 異議ありません。

教育長 以上のおおりの賛成をもちまして、第12号議案は、原案のおおりに議決されました。

次に、第13号議案「赤穂市教育委員会人事異動について」事務局の説明をお願いします。

事務局 [ 非公開案件として第13号議案「赤穂市教育委員会人事異動について」説明を行い、その後審議を行った。 ]

原案承認

( 新幹部職員自己紹介 )

教育長 次に、その他「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いします。

事務局 [ 非公開案件として「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行った。 ]

教育長 次に、追加で配布しております第14号議案「担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局 ( 担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について議案(その2)に基づき説明を行った。 )

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、第14号議案「担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員 異議ありません。

教育長 以上のおおりの賛成をもちまして、第14号議案は、原案のおおりに議決されました。

その他、事務局から報告事項等がありますか。

事務局  
教育長  
事務局  
教育長

(教育長の退任及び新教育長の選任同意について経過報告)

( 退任あいさつ )

(第4回教育委員会を4月22日(水)午後2時から市役所第2庁舎で開催することを報告した。)

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして第3回教育委員会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

(午後3時15分閉会)